

# 屋上緑化助成

区内に建築物を所有又は借りている者のうち、屋上緑化を行う者。ただし次に該当する場合は除く。

## 対象者

- ①国、地方公共団体その他これに準ずる団体
- ②他の制度で屋上緑化等関連助成を受ける者
- ③申請年度において、既に本要綱の助成を受けている建築物の所有者等
- ④住宅販売など営利を目的とした事業者
- ⑤建築基準法、その他の法令、みどりの条例等に違反する者

## 対象経費

- ①植栽基盤の造成に要する費用（防水・防根、土壌、給排水、電気設備等）
  - ②植栽に要する費用（植物、植え付け費）
  - ③プランター代（1基50ℓ以上）
- ※消費税は除きます。  
※建築物本体（屋根等）の防水等の費用は対象となりません。

## 助成条件

- ①緑化工事部分が申請年度の3月末日までにしゅん工し、現場検査が可能であること
- ②新たに緑化を行うものであること（既にあるものの全面的な改修を含む）
- ③対象緑化面積が3㎡以上確保できること（みどりのベルトづくり推進地区では条件の緩和あり）
- ④屋上緑化を施す建築物が、建築基準法その他の法令等に適合するもので、構造的に屋上緑化が可能で、建築物安全強度が確認できること
- ⑤建築物の検査済証があること、又は、取得見込みであること
- ⑥建築物は原則として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造などの強固な構造であること
- ⑦緑化部分の保守が安全にできるよう設計されていること
- ⑧助成対象部分が本要綱の助成を受けて5年以上経過していること
- ⑨プランター使用の場合は1基あたり50ℓ以上であり、プランターの素材は耐久性のあるもの（テラコッタ、GRC製、FRP製）であること
- ⑩杉並区みどりの条例第17条に定める基準以上の緑化を行っていること
- ⑪助成を受けた者は積極的に屋上のみどりの保護と育成に努めること

既存の建築物に屋上緑化をご計画される場合は必ず事前にご相談ください。

## 屋上緑化のポイント

植栽に必要な資材等の荷重は、原則として固定荷重で計算してください。

### 1. 荷重計算

建物に載せられる物の重さには限りがあります。土や樹木、水などは思った以上に重いので、慎重に計画する必要があります。

### 2. 防水

防水の計画・施工は特にしっかりと。不完全だと建物内への漏水や、建物の劣化を招きます。

### 3. 植物の選定

屋上は植物にとっては過酷な場所です。乾燥しやすい、風が強い、日差しが強い、土が少ないといった条件を見極め、それらに対応できる植物を選定してください。

事前申請です

その他、落ち葉や土ぼこりなどによる近隣への影響も考慮してください。  
詳しくは図面等をお持ちになり、窓口でご相談ください。

!!! 着工後の申請はできません!!!

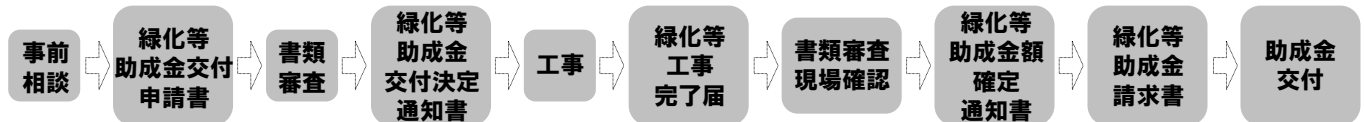
個人 25000円/㎡ (限度額は壁面緑化と合わせて100万円)  
法人 20000円/㎡ (限度額は壁面緑化と合わせて150万円)

## 助成金額

※助成対象面積：緑化区画の面積(㎡)(ただし非天空部分は除く)  
※助成金の支出は申請年度の予算の範囲内です。予算を超えた場合は受付を終了します。  
※助成金の額は基準単価に対象面積を乗じた額と対象工事経費の実費額の1/2のいずれか少ない額を交付します。

## 申請の流れ

※緑化工事は助成金の交付が決定してから着工してください。



※申請書受付後、現場確認を行う場合があります。

## 申請時に必要な書類

不足書類がある場合は受付できません

- ①緑化等助成金交付申請書  
※申請書は押印が必要 HP
- ②案内図
- ③現況カラー写真(緑化工事を行う部分を全て写したもの)
- ④緑化工事費の見積書及び内訳書の写し
- ⑤緑化工事等の計画図(建築物の平面図・立面図・断面図、緑化部分の平面図・求積図・断面図等)
- ⑥建築物が構造的に屋上緑化が可能であることを証明する書類(構造計算書等)
- ⑦載せる資材の総重量が計算できる書類
- ⑧建築物が建築基準法に適合していることを証明する書類(検査済証の写し)
- ⑨建築物の所有者を証明する書類(登記事項証明書又は固定資産税課税明細書の写し及び公図の写し)  
※登記事項証明書及び公図について、登記情報提供サービスは不可  
※新築の場合は、建築物の工事契約書の写し、及び公図の写し
- ⑩建築物の所有者の承諾書(建築物が賃借の場合)
- ⑪同意書(建築物の所有者が複数の場合)
- ⑫委任状(代理人に手続きを委任する場合)

## 工事完了時に必要な書類

- ①緑化等工事完了届
- ②しゅん工図面(2部)
- ③施工中及びしゅん工写真
- ④緑化工事費の領収書及び内訳書の写し
- ⑤新築の場合は登記事項証明書の写し

申請書のダウンロードは  
杉並区公式ホームページをご覧ください  
<http://www.city.suginami.tokyo.jp/>  
くらしのガイド → まちづくり  
→ みどりの街に → 屋上・壁面緑化助成

屋上緑化は建築物に少なからず負担を与えます(荷重、風圧等)。  
植物を良好に維持していくためにもきちんと計画して、素敵な壁面緑化を。

<お問い合わせ・お申し込み>

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区都市整備部みどり公園課みどりの事業係  
電話 03(3312)2111 FAX 03(5307)0697